

諮問日 平成24年11月15日

答申日 平成25年 1月 7日

答 申

第1 審査会の結論

平成24年9月6日付けで、戸田市長神保国男（以下、「戸田市長」という。）が本件異議申立人（以下、「申立人」という。）に対して行った平成23年9月14日申立人の母に係わる印鑑証明書交付の代理申請の際、申立人が市民課に提出した委任状および市民課が取得した運転免許証の複写に関する自己情報開示請求に対して、自己情報不存在とした決定は妥当であり、審査会としては開示請求は理由がないと思料する。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、戸田市長が平成24年9月6日付けで行った、申立人請求の自己情報が不存在であるとの決定処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 申立人は、平成24年8月24日付けで戸田市個人情報保護条例に基づき、戸田市長に対して本件自己情報に係わる開示請求をした。
- (2) 戸田市長は、この請求に対して、平成24年9月6日付けで、戸田市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、該当する文書が存在しないとして、これを不存在とする処分をした。この決定は、翌日申立人に窓口で通知された。
- (3) 申立人は本件決定を不服として、平成24年11月2日戸田市長に対し、本件異議の申立てをした。

第3 申立人及び戸田市の主張

1 申立人の主張

本件不存在決定を不当とする申立人の主張の要旨は、異議申立書及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

申立人は平成23年9月14日戸田市役所市民課に赴き、申立人の母の印鑑証明書交付を求める代理申請を行った。その際代理人の本人確認の証しとして自分の運転免許証を提出し、同時に担当職員の指示に基づき委任状を作成し提出したが、印鑑証明書を交付されなかった。もし戸田市が、それらの用紙や複写を廃棄または紛失したのであれば、本件処分の理由にその旨が記載されているはずであ

る。そのことは、保有個人情報の適正な取扱いに違反している。

2 戸田市の主張

本件不存在決定を正当とする戸田市の主張の要旨は、自己情報開示・訂正等決定不服申立事案諮問書、経過報告書及び当審査会における意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

申立人は、当日同人の母の印鑑登録証明書を持参していたが、既に母本人から平成15年10月15日に、印鑑登録証の亡失により印鑑等の証明発行停止が届けられていた。担当職員は、証明発行停止である旨を申立人に説明し、本人からの発行停止を解除する旨の申請が必要であることを伝えた。申立人によると「母本人は、ケガで来庁できない。」とのことであったので、「本人からの委任状による取扱もできること」を伝え、委任状の書き方の説明を始めた。その際申立人の本人確認のため、申立人の運転免許証の提出を受けて複写をした。ところが職員が説明する途中で、申立人が「母は判断能力がないので、委任状に自署できない。」と言い出した。そこで職員から確認のため診断書の添付を求めたところ、申立人は「病院に雇っているわけではないので、診断書は取り寄せられない。」という話になったので、そのまま委任状は受付けられないことになり、結局書式の作成途中で未完成のまま終わった。そして職員は申立人に対して、それら書面を廃棄する旨を伝えて廃棄したので、存在しないというものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び戸田市の各主張並びに同市から提出されたその他関連資料を検討した結果、以下の理由により「審査会の結論」記載のとおり結論に達した。

- 1 申立人が交付を求める「委任状」の作成経緯については、申立人によれば市役所の前記担当課に赴き、自身の母に代わり同女名義の印鑑証明の交付を受けようとしたところ、役所の担当者（女性職員）から「この印鑑証明については、名義人本人から証明発行停止の届けが出ていること」を告げられて、一旦申立人に対する発行を拒否されたというものである。

そこで申立人が、発行停止を解除するための手続を尋ねたところ、「本人からの解除の届出があれば発行できる。」と言われたものの、申立人は「本人は足が悪くて役所にまで手続に来られない。」と述べた。すると、役所の担当者から、「本人名義の委任状を添付して、申立人が届け出をすればよい。」との指示を受けた。そしてその場で職員から、A4サイズの無地のコピー用紙を渡され、職員から見本に基づいて指示された書式に従い、申立人自身が手書きにて、母名義の委任状を書き始めたというものである。免許証は、その申請の際本人確認のため、申立人の所持した免許証の複写を撮ったものである。

以上までの「委任状」等の作成経緯については、おおよそ争いはない。

2 しかしながら申立人によると、そのまま実母の署名欄をも含め、自らが全文を書き上げ、所持していた印を押印して、正式な委任状として当該女性職員に提出したにもかかわらず、窓口の奥でその用紙を確認したと思われる上司の男性職員が出てきて「これではダメだ。」と言われて受理を断られ、用紙も返してもらえなかったというのである。

他方担当課の言い分によると、かかる「委任状」は、あくまでも委任者たる母親本人が、後日その用紙を元に正式な委任状を作成した上で、申立人に持参してもらうことを前提に、委任状の書式を示すサンプルとして書き方を助言したものであり、申立人から改めて別途持参して貰う趣旨の下に、申立人に用紙を交付し書き方を教示したものである。しかも担当職員の指示の下、申立人が見本を見ながら作成する途中で、申立人から「母は認知症で、自分では文書を作成できない。」との話が出たので、担当職員は確認のため母本人の診断書を持参するよう求めたが、「診断書は提出できない。」というやりとりの果てに、委任状のサンプルとして完成に至らないまま、その場に放置されたので、申立人に廃棄する旨を告げて免許証の複写共々廃棄したという。

3 そこで問題は、当該「委任状」がどのような文書として作成されることになり、果たして委任状として完成された上で役所に提出されたのか、ということになる。申立人の主張に従えば、担当職員が委任者本人ではない者が作成した委任状であることを認識しながら、それを提出すれば本人の申請として受理するかのようには教示したことになる。申立人も、今回開示を求める動機として、この件を友人に相談したところ、「それは文書偽造という刑事問題となるおそれがある文書だ。」と指摘されたので、本件開示申請に至ったという。また時には「そのような受任者が作成した委任状でも受付けるという市役所の便宜的扱いを、自分には認めない差別感を感じたからである。」ともいう。かかる次第から、申立人の本件請求は、市役所職員が委任状の受任者たる申立人をして委任者に代わり署名させた委任状をもって発行手続を通用させようとした点を、違法行為として問題視せんとするものと解される。

しかしながら、本件において、本当に「役所が、受任者が署名し作成した委任状でも、受理するという刑事問題を孕む便宜扱いをしたのか」は疑問がある。もし初めからそのような意図であったとするなら、そもそも直接申立人に実母の名を偽らせて申請させ受理することと、大差がないことである。申立人のいう「市役所側が文書偽造の書面を提出させた」とするなら、回りくどく偽造した「委任状」の添付を要求する必要はなく、直裁に申立人が自署した本人名義の申請書自体を提出させているはずである。

また本件の「委任状」提出時点では、申立人の主張を前提としても、未だ添付書類たる委任状と同時に、解除の申請書本体までは提出していなかったことが認

められる。すると申立人が、市役所職員に「委任状」を交付した行為は、後に提出する「申請書本体に添付すべき委任状として有効か否か」を確認してもらうための準備的行為たる窓口への提示にすぎず、市役所側が「委任状」を正式な文書として、そのまま受理（収受）したものではなかったことが窺われる。

以上の次第から見て、申立人の開示を求める「委任状」は、市役所が正式な文書として受理（収受）した委任状とはいいがたく、申立人の個人情報に係わる文書として開示を求める理由がない。併せて免許証の複写についても、正式な文書を受理（収受）する際に、本人確認のため要求される書面であるところ、本件では元となる委任状が、そもそも受理（収受）するに及ばなかった以上、本人確認のための文書も受理（収受）しておらず、職員が申立人に対して、それら書面を廃棄する旨を伝えて廃棄したので、自己情報は存在しないとの回答には、十分な理由が認められる。

よって本件個人情報そのものが不存在と決定した処分には理由があるので、前記のとおり判断する。

以上